

# 1 プロ野球の分野に関する事例

| 件 名<br>(公表年月日)                        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本プロフェッショナル野球組織に対する件<br>(令和6年9月19日警告) | 日本プロフェッショナル野球組織は、構成員である球団に対し、選手契約交渉の選手代理人とする者について、弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定による弁護士とした上で、各球団に所属する選手が、既に他の選手の選手代理人となっている者を選任することを認めないようにさせることにより、球団の事業活動を不当に制限している疑いのある行為を行っていた。                                                                                                                                                              |
| 日本プロフェッショナル野球組織に対する件<br>(令和2年11月5日)   | 公正取引委員会は、日本プロフェッショナル野球組織が、「新人選手が、新人選手選択会議（以下「ドラフト会議」という。）前に12球団による指名を拒否し、又はドラフト会議での交渉権を得た球団への入団を拒否し、外国球団と契約した場合、外国球団との契約が終了してから高卒選手は3年間、大卒・社会人選手は2年間、12球団は当該選手をドラフト会議で指名しない。」との申合せにより、構成事業者である12球団に対して特定の選手との選手契約を拒絶させている疑いがあったことから、所要の審査を行ってきたところ、日本プロフェッショナル野球組織から、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、当該疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。 |

## 2 参照条文

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

#### 〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ホ （略）

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

#### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

### ○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（競争者に対する取引妨害）

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。